

新型コロナウイルス感染症に関する緊急地域経済対応について

1 山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）の拡充

（1）地域経済変動対策資金の概要

新型コロナウイルスの影響により経営に支障をきたしている県内中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、山形県商工業振興資金融資制度「地域経済変動対策資金」の経済変動事象に新型コロナウイルスを指定するとともに、年1.6%（固定）の利子を県、市町村、金融機関が連携して無利子とする利子補給制度を令和2年3月16日から実施。（政府のセーフティネット4号・5号、危機関連保証により、保証料も無料）

○無利子貸付の要件

- ・新型コロナウイルスの影響により、最近1カ月の売上高が前年同期に比して50%以上減少し、かつ以後2カ月間を含む3カ月間の売上高が前年同期に比して30%以上減少することが想定される中小企業・小規模事業者（個人事業主も含む）。

○資金の使途

- ・経営の安定に必要な運転資金

○利率

- ・年1.6%を無利子（負担割合：県0.5%、市町村0.5%、金融機関0.6%）

○貸付限度額

- ・5,000万円

○貸付期間

- ・10年以内（うち据置2年以内）

○取扱期間

- ・令和2年3月16日から令和2年8月31日

（2）同資金の要件等の拡充内容

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により中小企業・小規模事業者において先が見えない非常に厳しい状況が続いており、各業界への調査や要望等を踏まえ、県内経済を下支えするため、下記のとおり、新型コロナウイルスに係る商工業振興資金（地域経済変動対策資金）について貸付要件の緩和と限度額の引き上げを行う。

直近1カ月の売上高の減少(前年同月比)	50%以上	30～50%未満	30%未満
融資限度額	現行5,000万円 → <u>1億円</u>	5,000万円	5,000万円
金利	無利子	現行1.6% → <u>無利子</u>	1.6%

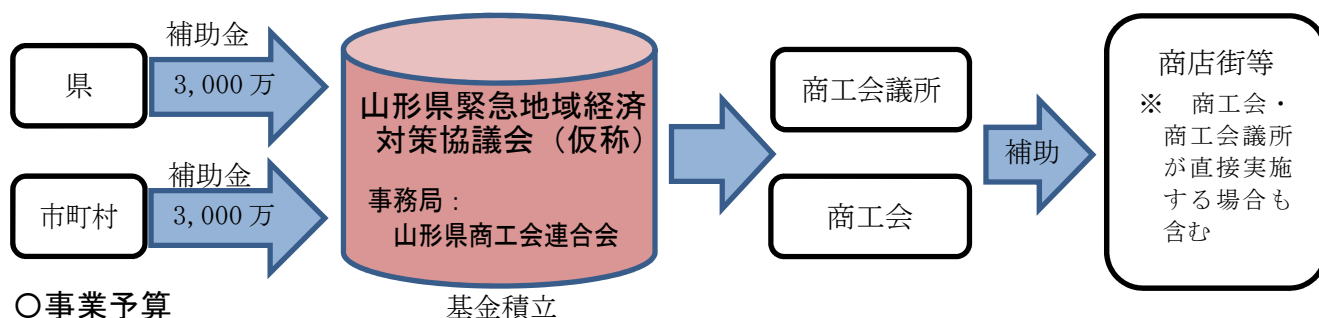
2 地域経済活動への支援

(1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症に係るイベント自粛や学校臨時休業等の影響を受け、消費マインドや経済活動が急激に減退し、地域経済が危機的状況にあることから、ウイルスの感染防止に最大限努めながら、身近な地域の経済活動を回していくため、県、市町村、商工団体等が連携して、商店街等での販売促進など地域における消費活動を喚起するための事業を緊急に実施するもの。

(2) 事業概要・実施方法

県と市町村及び商工団体が連携し山形県商工会連合会内に創設する「山形県緊急地域経済対策協議会（仮称）」に対し、県と市町村が補助金を支出し基金を積み立て、各商工会・商工会議所を通して各商店街等の取組みを支援。



○事業予算

- ・総事業費の上限を6,000万円とし、県と市町村が協議会の基金積立に対し補助
- ・緊急経済対策であり、予算は令和元年度の予備費や流用等に対応
- ・各市町村の補助額は、別途算定

○事業主体

- ・山形県緊急地域経済対策協議会（仮称）
構成員（予定）： 県、市町村、商工会連合会、商工会議所連合会

○事業実施期間

- ・令和2年3月下旬～4月下旬頃（政府の経済対策等の実施時期を見ながら）

○商店街等が実施する事業（新型コロナウイルスの感染防止に努めながら）

- ・個人消費等を促すため、商店街等が一体となって取り組む「割引セール」や「消費喚起キャンペーン」等の販売促進（家族や小グループによる飲食等も含む）に係る事業
- ※商工団体と話を進めているが、商品券は金券としての手続きや印刷等の事前準備に時間を要するため、スピード感のある事業手法について調整中

○所要額積算の考え方

- ・総事業費：6,000万円 1商店街等あたり34万円×177商店街等
(県内全商店街数172+任意団体5)
- ※1人500円の割引で1商店街あたり680人分、県全体で約12万人分

○想定される経済効果

- ・仮に10%の割引セールを実施した場合を想定
- ※ 6,000万円÷10% 約6億円の経済効果

【問い合わせ先】

担 当：商工労働部 中小企業振興課
早坂、古瀬（023-630-3950）
報道監：商工労働部次長 大通